

千葉市民間子どもルーム事業者連絡会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、千葉市民間子どもルーム事業者連絡会（以下「この会」）という。

(事務局)

第2条 この会に事務局をおく。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、民間子どもルームを充実させ、子どもたちの健やかで豊かな成長と児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 民間子どもルーム同士の情報交換と意見交換
- (2) 民間子どもルームの利用促進に関わる活動
- (3) 民間子どもルームの保育の質の向上に関わる活動

第3章 会 員

(会員)

第5条 この会の会員は、千葉市に放課後児童健全育成事業に係る届出を行ない基準を満たしている民間子どもルームを運営する事業者とする。

(入会)

第6条 この会への入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長に入会申込書を提出して申し込むものとし、会長は、提出された入会申込書を会員に回覧の上、原則として認めるものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第9条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) その他、会の運営に関する重要事項

(開催)

第10条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(召集)

第11条 総会は、会長が召集する。

(議長)

第12条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第13条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を提出した会員を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 総会における議決事項は、出席した会員（委任状を提出した会員を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(表決権等)

第15条 各会員の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ委任状を提出することができる。
- 3 総会の議決について、この会と会員との関係について議決する場合、その会員は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員)

第 17 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選任及び解任)

第 18 条 第 17 条に定める役員は、総会の決議によって選出する。

(役員職務)

第 19 条 会長は、この会を代表し、その活動を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは代表が欠けたときは、その役割を代行する。

(役員任期)

第 20 条 役員任期は、就任後に開催される総会までとし、再任をさまたげない。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 21 条 この会則の変更は、総会の議決によって行なうことができる。

附則

- 1 この会則は、2022 年 7 月 13 日より施行する。